

警察官や市町村職員を名乗る 特殊詐欺被害が急増しています

注意ポイント

- ✓ ATMを操作させ、還付金等の返金手続きを指示してくる
- ✓ キャッシュカードの暗証番号を聞いてくる
- ✓ キャッシュカードを預かるので送って(渡して)と言われる
- ✓ 犯罪に巻き込まれている、逮捕状が出ていると言われる
- ✓ 未納料金がある、法的措置を取ると言われる
- ✓ 個人情報が漏れていると言われる



このような電話や
ショートメールは
詐欺の可能性が
高いです！

被害に遭わないために

- ◆電話でお金の話があったら詐欺だと疑いましょう。
- ◆行政機関等が電話でATMの操作を指示することは絶対ありません。
- ◆詐欺に使われることが多い非通知や海外からの国際電話には注意するようにしましょう。非通知や海外からの電話を拒否設定にすることや、在宅中も留守番電話設定をすることも対策につながります。



クイズで学ぼう！消費生活のキホン（問い）



高知県立消費生活センター
キャラクター
くまっちゃん

Q. 孫や息子などの親族をかたる詐欺の電話がかかってきた時、有効な対策は次のうちどれでしょう？

- ①本人で間違いがないかよく聞く
- ②メモを取って再度かけ直す
- ③合言葉をたずねる

答えは次のページ⇒

出典：特殊詐欺の手口や対策をクイズで学ぼう
(警視庁公式 YouTube チャンネル)

クイズで学ぼう！消費生活のキホン（答え）



答えは

③合言葉をたずねる

家族にしか分からない合言葉を決めておくと、オレオレ詐欺対策になります。

犯人は最初の電話で、「風邪を引いていて、喉の調子が悪い」「携帯をなくして携帯番号が変わった」などと言ひ、声が変わっても不審に思われないようにし、新しい電話番号を登録させます。

☆離れて暮らしている場合は、こまめに電話をするなど、コミュニケーションを密にして、家族を名乗る電話でも、まず最初に合言葉を確認しましょう。

☆お金の話がでたら、いったん電話を切り、今まで使っていた家族の電話番号にかけて確認しましょう。

●消費生活センター便り



ボランティア募集！高知県『くらしのサポーター』



県立消費生活センターでは、消費者問題に関心を持って、地域で啓発活動を行っていただくボランティア「高知県くらしのサポーター」を養成しています。

養成講座を受講するとサポーターとして登録できます。

お住まいの地域で消費生活のボランティアとして一緒に活動してみませんか。

サポーター活動のご紹介



R7年度くらしのサポーター養成講座

7月24日(木)・11月18日(火)

※どちらの日をお選びください。

場 所：県立消費生活センター研修室
時 間：13：15～16：00（両日とも）
対 象：県内在住の18歳以上の方
定 員：各回会場30人＋オンライン50人
受 講 料：無料
受講方法：会場 or オンライン
内 容：・サポーターの役割について
・県内のトラブル相談事例
・消費生活に役立つ法律の知識

申込み：TEL088-824-0999/FAX088-822-5619

こちらからも申込みできます！



●不安に思った場合やトラブルに遭った場合は、すぐに相談しましょう。
消費者ホットライン・・・局番なしの188（いやや）番

お住まいの市町村等の消費生活相談窓口につながります。

消費生活に関するご相談は

高知県立消費生活センター ☎088-824-0999

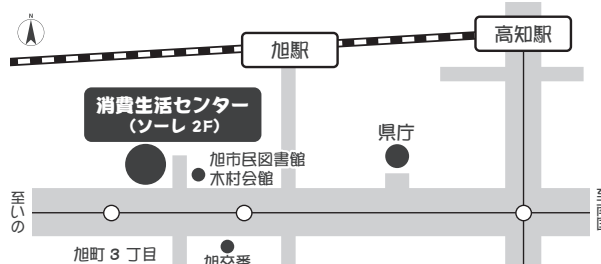
住 所 〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソーレ」2階

受付時間 日曜日～金曜日 9：00～16：45
※日曜日にも相談を受け付けています

休 所 日 土曜日・祝日・12/29～1/3

ホームページ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/>

県立消費生活センターから情報発信中！
Instagramもチェック⇒



『高知県消費生活相談員人材バンク』登録者募集中！！ 詳細は県民生活課HPまで⇒

